



柏崎市に **U・Iターン** して

住宅取得をする方に**10万円**を助成します（各種加算あり）

柏崎市U・Iターン住宅取得助成金

【助成金額】

基本10万円 +

加算

- ① 柏崎市内に本社・本店がある建設業者や不動産業者からの取得 **10万円**
- ② 転入する世帯人数が3人以上 **10万円**（転入後に出生した子も可）
- ③ 申請者の世帯に18歳未満の子がいる場合、子1人につき **5万円**

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

転入について

- ☐ ①または②のいずれかに該当する。
 - ①転入から3年以内に市内に定住住宅を取得
 - ②市内に定住住宅を取得後、1年以内に転入



借入について

- ☐ 定住住宅を取得する際に、取扱金融機関からの借入額が200万円以上である。
【取扱金融機関】第四北越銀行、大光銀行、柏崎信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、えちご中越農業協同組合の国内営業店に限る。
- ☐ 借入期間が5年以上である。

住宅取得契約について

- ☐ 定住住宅は相続や譲渡によらず、工事請負契約や売買契約を締結して取得した。
- ☐ 定住住宅の取得契約の額が200万円以上である。

その他

- ☐ 定住住宅の不動産登記が完了している。
- ☐ 定住住宅の所在地に住所を置いている。
- ☐ 過去にU・Iターン住宅取得助成金の交付を受けていない。
※定住住宅とは、新築、増改築、中古、建売など種類は問わず、自分が住むための住宅に限ります。
※助成金交付申請は、同一定住住宅取得に対して1人です。

【申請方法及び必要書類】

以下の書類を元気発信課に提出してください。

- 1 申請書兼実績報告書（第1号様式）※オンライン申請の場合は不要
- 2 定住住宅の登記事項証明書（法務局で取得できる「全部事項証明書（建物）」）
- 3 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 4 金銭消費貸借契約書の写し

○マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます。

【申請期限】

- 転入要件①（転入から3年以内に住宅取得）に該当する方：住宅取得日から1年以内
- 転入要件②（住宅取得後、1年以内に転入）に該当する方：転入日から1年以内

詳細は
市ホームページ
を御覧ください



※令和8（2026）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。
※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。
※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで

裏面あり

よくある質問

Q 1 : 住宅用の土地だけを購入します。助成の対象となりますか？

A 1 : 土地だけでは対象になりません。

建物の取得契約の額が200万円以上の場合に対象になります。

なお、建物の取得契約の額には、リフォーム代を含めることができます。

(例) 土地購入150万円+建物購入50万円+リフォーム150万円 ⇒○助成の対象
土地購入150万円+建物購入50万円 ⇒×助成の対象外

Q 2 : 市内業者から建物を購入し、市外業者がリフォームして合計200万円だった場合、市内に本店・本社がある建設業者等からの取得による加算はもらえますか？

Q 2 : この場合、加算はもらえません。

取得契約の額200万円を満たす取得やリフォームを、両方とも市内業者で取得・施工した場合に加算されます。

Q 3 : 取扱金融機関の市外の店舗で融資を受けました。助成の対象になりますか？

A 3 : なります。柏崎市外の店舗で融資を受けた場合でも、柏崎市内に営業店舗がある金融機関であれば取扱金融機関となります。

Q 4 : 転入日から3年以内とは、どの日から起算するのですか？

A 4 : 転入日は、柏崎市の住民票に記載された「住民となった年月日」であり、この翌日を1日目として起算します。

(例) 転入日が令和6(2024)年6月1日の方は、
令和9(2027)年6月1日までが転入から3年以内になります。

Q 5 : 定住住宅を取得した日とはいつのことですか？

A 5 : 原則、不動産登記簿上の権利部(甲区)を確認します。「受付年月日・受付番号欄の日付」が転入後3年以内であれば助成の対象となります。また転入前に定住住宅を取得した場合も、これらの日付以降1年以内に転入することが要件となります。ただし、中古住宅等を購入し登記の後、資金を利用してリフォーム等をした際には、その工事完了日をもって取得日とみなす場合もありますので事前に御相談ください。

Q 6 : U・Iターン者ですが自己資金で定住住宅を取得しました。助成の対象となりますか？

A 6 : なりません。200万円以上の資金借入(住宅ローン)が要件となります。

Q 7 : 妻はもともと柏崎市民でした。転入する世帯人数の1人として数えることができますか？

A 7 : 住民票上の履歴により判断します。柏崎市外への転出履歴があり、最新の「住民となった年月日」が要件に該当すれば、転入する世帯人数として数えます。一度も要件に該当する転入履歴が無い場合は、転入する世帯人数として数えません。

Q 8 : 転入してから子どもが生まれた場合、加算対象にできますか？

A 8 : 転入後に出生した子は、転入履歴がなくても、世帯人数3人以上の加算と子ども加算に加えることができます。

